



スマホやパソコンからも 市税の納付は自分に合った方法で



市税にはさまざまな納付方法があります。希望する納付方法で、期限までに納めましょう。

■「自宅など」での納付

スマートフォン決済アプリ

納付書の二次元コードをカメラで読み取り、PayPayなどのキャッシュレス決済で納付ができます。領収証書は発行されません。

クレジットカード、ネットバンキング

右記の専用サイトから納付ができます。領収証書は発行されません。クレジットカードは手数料がかかります。



■「コンビニ」や「MMK 設置店」での納付

全国のコンビニエンスストアやMMK(公共料金の窓口収納サービス)が設置されているスーパー、ドラッグストアに納付書を持参して納付ができます。支払い方法は、現金のみです。

■口座振替での納付

指定の口座から納期ごとに振替します。

▷口座振替ができる金融機関

岩手銀行、東北銀行、北日本銀行、花巻農業協同組合、花巻信用金庫、東北労働金庫、ゆうちょ銀行

▷申し込み方法

通帳、口座届出印、口座振替を希望する市税の納税通知書を持参し、上記の金融機関へ

■窓口での納付

口座振替ができる金融機関、市役所本館収納課、各総合支所税務会計係の窓口で納付ができます。

【問い合わせ】本館収納課(☎41-3530)、各総合支所税務会計係(大迫☎41-3125、石鳥谷☎41-3445、東和☎41-6515)



特定外来生物の駆除にご協力ください

【問い合わせ】
本館生活環境課(☎41-3545)

特定外来生物とは、他の地域から持ち込まれた外来生物のうち、強い繁殖力で生態系や自然環境、農作物に影響を与える生物のことです。栽培や生きたままの運搬、譲渡などが原則禁止されています。

ご自宅の庭などで見掛けたら、右記の駆除ポイントを参考に、駆除にご協力ください。駆除したあとは、生息していた場所に置き、枯れるのを待ってから燃やせるごみとして処理しましょう。駆除は、再生しなくなるまで数年間続けてください。

外来種被害予防3原則

- ▷悪影響を及ぼすおそれのある外来種を「**入れない**」
- ▷飼養・栽培している外来種を適切に管理し「**捨てない**」
- ▷すでに野外にいる外来種をほかの地域に「**拡げない**」

◆アレチウリ

5月ごろから芽生え、花は8月下旬から咲き始めます。9月下旬には種子をつけます。

👉駆除のポイント

- 種子を付ける前に抜き取る
- 1年に数回抜き取る(6月中旬、7月下旬、9月上旬など)



◆オオキンケイギク

5月～7月ごろに黄色い目立つ花を咲かせます。

👉駆除のポイント

- 丁寧に抜き取る。広範囲に生息している場合は地上部を刈り取る



◆オオハンゴンソウ

7月～9月ごろにかけて黄色い花を咲かせます。

👉駆除のポイント

- 丁寧に抜き取る(結実前に根を引き抜くのが有効)



戦没者などのご遺族の皆さんへ 第12回特別弔慰金が支給されます

国では、戦没者などのご遺族の皆さんに特別弔慰金を支給します。

※前回(第11回特別弔慰金)の受給対象者には、6月下旬ごろに案内文書を送付します

■請求期限 令和10年3月31日(金)

■支給内容 額面27万5千円(5年償還の記名国債)[受け取り方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください]

■支給対象者 遺族の中に4月1日時点で公務扶助料や遺族年金を受給している人がいない場合、次の順位で遺族1人に支給されます。

- ①4月1日までに「戦傷病者戦没者等援護法による弔慰金」の受給権を取得した人
 - ②戦没者などの子⇒父母⇒孫⇒祖父母
 - ③戦没者などの3親等以内の親族(甥、姪など)
- ※戦没者などの死亡当時の生計関係の状況などにより順番が入れ替わります

市では混雑緩和のため、以下の期間中、新館および各総合支所に特設会場を設置し、地区ごとに受付日を設定した上で特別弔慰金の請求を受け付けます。

- 期間 7月1日(火)～31日(木)[土・日曜日、祝日を除く]
 - 時間 午前9時～午後4時30分
- ※地区ごとの受付日は案内文書に同封しお知らせします。また、上記以外の期間は、下記で受け付けます

*制度について詳しくは、市ホームページをご覧ください



【問い合わせ・申請】

新館地域福祉課(☎41-3572)、各総合支所健康福祉係(大迫☎41-3127、石鳥谷☎41-3447、東和☎41-6517)



新たな建築物の建築を前提に 空き家などの解体費用を支援します

【問い合わせ】
新館建築住宅課
(☎41-3567)

■対象 次のいずれかに該当する個人または法人

- 空家等(*)の所有者または相続人
- 空家等の所有者、共有者全員または相続人全員から補助事業実施の同意が得られている人

*…原則1年以上使用されていない建築物(物置などの付属建築物は除く)

■要件 次の全ての要件を満たすこと

- 市内にある空家等を解体し、同地番を含めた敷地に、5年以上居住・使用する一戸建

て住宅や店舗などを新築すること

- 市内に本店を有する個人または法人との間に補助対象建築物の解体に係る工事請負契約を締結すること
- 市税などの滞納がないこと

空き家などの解体を考えている人は、工事などを行う前に、新館建築住宅課へご相談ください。

対象や要件の詳細、申請方法など詳しくは、市ホームページでご確認ください。



◎補助額・上限額

区分	空き家などの建築年	補助額	上限額
市内全域	昭和56年5月31日以前	建築物の除却費の2分の1の額に10万円を加算した額以内	50万円
	昭和56年6月1日以後	建築物の除却費の2分の1の額以内	40万円
うち居住誘導区域または生活サービス拠点区域	昭和56年5月31日以前	建築物の除却費の2分の1の額に10万円を加算した額以内	100万円
	昭和56年6月1日以後	建築物の除却費の2分の1の額以内	100万円